

群馬県長期優良住宅建築等計画等認定実施要綱

平成21年 3月23日
改正 平成21年 9月29日
改正 平成21年10月 8日
改正 平成22年 1月12日
改正 平成26年10月 1日
改正 平成27年 4月 1日
改正 令和 2年 4月 1日
改正 令和 4年 2月18日
改正 令和 4年 9月 6日

(趣旨)

第1条 この要綱は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号。以下「法」という。）の施行に関し、法、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行令（平成21年政令第24号。以下「令」という。）、長期優良住宅の普及の促進に関する施行規則（平成21年国土交通省令第3号。以下「規則」という。）及び群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則（平成21年群馬県規則第63号。以下「細則」という。）に定めるもののほか、長期優良住宅建築等計画又は長期優良住宅維持保全計画（以下、「長期優良住宅建築等計画等」という。）の認定の申請及び審査等に関して必要な事項を定める。

(住宅の規模の基準)

第2条 規則第4条第1号又は第2号に規定する地域の実情を勘案して所管行政庁が定める面積は定めない。

(記載事項変更届)

- 第3条** 認定計画実施者は、法の規定に基づき申請を行い認定又は承認（以下「認定等」という。）を受けた後、当該申請書の記載事項に変更（法の規定により変更の認定等の申請を要するものを除く。）が生じた場合は、記載事項変更届（第1号様式）2部を、当該認定等を受けた住宅の所在地を所管する土木事務所長に届け出るものとする。
- 2** 土木事務所長は、前項の届出があったときは、当該届出が適正であることを確認したうえでこれを受理し、届出者に対して1部を返却するものとする。

(証明書の交付)

- 第4条** 法の規定に基づき認定等を受けたことを証する証明書の交付を受けようとする者は、長期優良住宅建築等計画等関係証明申請書（第2号様式）2部を、当該認定等を受けた住宅の所在地を所管する土木事務所長へ申請しなければならない。
- 2** 土木事務所長は、前項の申請があったときは、長期優良住宅建築等計画等関係台帳と照合を行い、当該申請が適正であることを確認したうえで、申請者に対して長期優良住宅建築等計画等関係証明書申請書（第2号様式）により証明書を交付するものとする。

附 則（平成21年 3 月23日）

この要綱は平成21年 6 月 4 日から施行する。

附 則（平成21年 9 月29日）

（施行期日）

- 1 この要綱は群馬県長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行細則の一部を改正する規則（平成21年群馬県規則第70号）の施行の日（平成21年 9 月29日）から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の規定は、平成21年10月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 2 条第 2 項の規定は、平成21年10月 1 日以後にされる申請について適用し、同日前にされた申請については、なお従前の例による。

附 則（平成21年10月 8 日）

この要綱は平成21年10月 8 日から施行する。

附 則（平成22年 1 月12日）

この要綱は平成22年 1 月12日から施行する

附 則（平成26年10月 1 日）

この要綱は平成26年10月 1 日から施行する。

附 則（平成27年 4 月 1 日）

この要綱は平成27年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 1 日）

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月18日）

この要綱は令和 4 年 2 月20日から施行する。

附 則（令和 4 年 9 月 6 日）

- 1 この要綱は令和 4 年10月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の群馬県長期優良住宅建築等計画認定実施要綱の規定により作成されている用紙は、令和 5 年 3 月31日までの間、適宜補正して使用することができる。

第1号様式（第3条関係）

記載事項変更届

年 月 日

土木事務所長 様

届出者 住所
氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定のに基づき認定等を受けた事項について下記のとおり変更しますので届け出ます。

この届出書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

1. 認定計画実施者	住 所 氏 名 電話番号
2. 代 理 者	住 所 氏 名 電話番号
3. 認定等を受けた条項	法第 条第 項
4. 認 定 等 の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
5. 住 宅 の 敷 地 の 地 名 地 番	
6. 住 宅 の 建 て 方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 【共同住宅等の場合】建築物全体 戸 認定を受けた住戸 戸

変更する記載事項（ここに書き表せない事項は別紙に記載して添えてください。）

変 更 前	
変 更 後	
変 更 理 由	

第2号様式（第4条関係）

長期優良住宅建築等計画等関係証明申請書

年 月 日

土木事務所長 様

届出者 住所
氏名

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定のに基づき認定等を受けた下記事項について、相違ないことを証明してください。

記

1. 認定計画実施者	住所 氏名
2. 認定等を受けた条項	法第 条第 項
3. 認定等の 年月日及び番号	年 月 日 第 号
4. 住宅の敷地の 地名地番	
5. 床面積の合計	m ²
6. 住宅の建て方	☐ 一戸建ての住宅 ☐ 共同住宅等 【共同住宅等の場合】建築物全体 戸 認定を受けた住戸 戸
7. 住宅の構造	造 一部 造
8. 住宅の維持保全 を行う者	
9. 細則第7条の規定に よる工事完了報告日	年 月 日
※群馬県証紙貼付欄（手数料：証明書1通につき400円）	

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

土木事務所長

印